平成２３年（フ）第９５０号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番31―401号
債務者　滝口　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６８号
千葉県市川市本行徳10番13号　ダイニチ館Ｆ32―202号
債務者　松本　裕江（旧姓谷島）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７６号
千葉県船橋市習志野台５丁目18番15号　フォレスト弐番館202号
債務者　森　圭一朗
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８７号
千葉市若葉区東寺山町423番地１エステ・スクエア千葉Ｄ―402号
債務者　高山　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９７号
千葉県市川市曽谷５丁目14番14―4010号　市川マンション
債務者　高梨眞知子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１２号
千葉県船橋市若松２丁目５番４棟308号
債務者　篠原　　実
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２１号
千葉市花見川区横戸町1588番地45　サンハイム202号
債務者　八木　真美
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５２号
千葉県八街市八街ほ43番地１　八街氷川県営住宅１棟601号
債務者　倉田　　真
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２５６号
千葉県富里市七栄646番地603　ＳＴハイツ七栄201
債務者　川田　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６１号
千葉県四街道市四街道２丁目４番18―102号第３ＩＴＯハイツ
債務者　石井　充弘
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６２号
千葉県四街道市四街道２丁目４番18―102号第３ＩＴＯハイツ
債務者　石井　潤子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６３号
千葉県八街市八街に106番地16　グリーンハイツ302、住民票上の住所千葉県八街市八街に55番地33
債務者　小林　康之
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２７０号
千葉県成田市大袋654番地28　ボンボニエール103
債務者　周防　光治
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２７１号
千葉県印西市造谷663番地１、住民票上の住所茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台４丁目３番地２
債務者　五十嵐秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２７７号
千葉県八街市東吉田295番地５
債務者　小野美津江
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８７号
千葉県成田市久米野297番地１
債務者　新田　知也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２０号
千葉県香取市大島269番地
債務者　山口　　登
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部